

令和四年九月三十日

聖籠町農業委員会第二十五期

第七回総会議事録



聖籠町農業委員会第25期第7回総会議事録

聖籠町農業委員会第25期第7回総会は、令和4年9月30日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 番 八幡 裕 (会長) | 2 番 宮下 吉勝 (会長職務代理) |
| 3 番 神田 勝 (農地部長) | 4 番 新保 勇 (農政部長) |
| 5 番 堀 常正 | 6 番 齋藤 直樹 |
| 7 番 齋藤 睦子 | 8 番 栗原 一成 |
| 9 番 本間 政春 | 10 番 新保 要一 |
| 11 番 新保 昭治 | 12 番 宮野 公之 |
| 13 番 岩淵 せん | |

2 欠席委員 なし

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 長谷川 一也 主幹 吉田 晃一 主事 加藤 篤輝

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管

理権) 申出審査について

日程第7 報告事項 農業委員会事務専決報告について

報告第1号 農用地利用配分計画案(利用権移転・農地中間管理
権)について

5 会議の概要

議長 ただいまより、聖籠町農業委員会第25期第7回総会を開会します。
(開 会 午後2時00分)

議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定に
より、12番委員、13番委員を指名いたします。
なお、説明者には主幹、書記には主事を指名します。

議長 日程第2、会期の決定について、令和4年9月30日、本日1日限りとし
たいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、
上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい、それでは1頁をご覧ください。

(議案朗読)

この案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のす
べてを満たすと考えられます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を
農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第1号は先ほどの事前審査におきまして、全員異議なく許可
相当と認められました。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。第1号議案について質疑、意見が

ある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定します。

議長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい、それでは2頁をご覧ください。

(議案朗読)

これら案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に該当し、第3種農地(市街地の農地)と判断されます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第2号は先ほどの事前審査におきまして、地区担当委員からの補足説明もあり、全員異議なく許可相当と認められました。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。議案第2号について質疑、意見がある方の発言を求めます。

10番委員 はい。確認なのですが、譲受人が個人名になっていますが、石碑の建立敷地になっているのであれば、本来であれば神社庁等にならないのでしょうか。また、ゴミステーションについても町が管理するものについて、個人名の申請でいいのでしょうか。

主幹 こちらの申請については、三賀集落の現区長の名前で申請いただいております。集落からの要望申請という事でありますので、申請人については差し支えないと考えます。

10番委員 ゴミステーションについてはわかりました。しかし、石碑についてはどうですか。

- 主幹 石碑についても、集落要望による追分の交差点付近の歩道拡幅によるものだと考えられます。また、現在建立されている土地についても、個人名義であるため、三賀集落の現区長名での申請は妥当だと考えます。
- 10 番委員 もともとこの場所は2回ずらされているわけですが、私は石碑の建立については神社庁になるかと思っていたのですが、あくまでも個人のものという事ですね。
- 農政部長 使用貸借であるので、集落区長名での申請で問題はないのではないのでしょうか。
- 10 番委員 ゴミステーションはわかりました。石碑については湯殿山という石碑なので、全然違うと思うのですが。
- 農地部長 神社庁となると、今までもその届け出がされているという事でしょうか。
- 10 番委員 私はそうだと思います。だからこのような申請なのか聞いてみたところです。ゴミステーションはわかりますよ。区長だし。確かに。もともと石碑については別なところにやっているところですが。はい、わかりました。
- 会長 後で不都合があった場合は使用貸借で協議できるわけなので、10 番委員よろしいでしょうか。
- 10 番委員 はい。
- 議長 それでは議案第2号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。
- 議長 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。
- 主幹 はい。それでは3頁をご覧ください。

(議案朗読)

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第3号におきましては、先程の合同部会において、全員異議なく承認相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見がある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第3号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

主幹 はい、それでは4頁をご覧ください。

(議案朗読)

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。先程の合同部会において、全員異議なく承認相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見がある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第4号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第7、議案第報告事項があります。事務局説明願います。

主幹 はい。それでは6頁をご覧ください。

(報告朗読)

報告については以上となります。

議長 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後2時20分)

か。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

聖籠町農業委員会

議長

八幡 裕



聖籠町農業委員会

署名委員

宮野 公之



を閉

分)

署名委員

岩 渕 也 人



Handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher but appears to be organized into several lines.

